

広島県告示第四百十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	所在地	東広島市西条町寺家五三番地	効力を有する期限	平成三四年三月六日	備考	更新
	独立行政法人国立病院機構福山医療センター		福山市沖野上町四丁目一四番一七号				
	市立三次中央病院		三次市東酒屋町一〇五三番地				